

廃止する事業所の介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出例

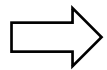
※以下については次のとおりとする。

- ・「処遇改善計画書」には、「特定処遇改善計画書」を含む。
- ・「処遇改善報告書」には、「特定処遇改善報告書」を含む。

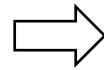
(1) 事業所単位で処遇改善計画書を作成している場合

例：廃止する事業所（A事業所）のみの処遇改善計画書を作成している場合

処遇改善計画書
(A事業所⇒廃止)



廃止に伴い計画終了



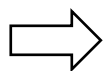
処遇改善報告書
(A事業所)

⇒最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、実績報告書を提出してください。

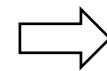
(2) 複数の事業所を法人単位等で一括し、処遇改善計画書を作成している場合

例1：計画書の全ての事業所（A・B事業所）を廃止する場合

処遇改善計画書
(A事業所⇒廃止)
(B事業所⇒廃止)



廃止に伴い、計画終了

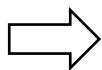


処遇改善実績報告書
(A事業所)
(B事業所)

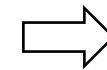
⇒最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、実績報告書を提出してください。

例2：計画書の一部事業所（A事業所のみ）を廃止する場合で、かつ、継続事業所（B事業所）が本市の指定を受けている場合

処遇改善計画書
(A事業所⇒廃止)
(B事業所⇒継続)



計画は継続



変更届出書

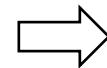
⇒計画の対象事業所の減少について、速やかに変更届出書を提出してください。実績報告書は、A・B事業所分をまとめて作成し、算定年度終了後に提出してください。

例3：計画書の一部事業所（A事業所のみ）を廃止する場合で、かつ、継続事業所（B事業所）が本市の指定を受けていない場合

処遇改善計画書
(A事業所⇒廃止)
(B事業所⇒継続)



法人として
計画は継続



変更届出書

⇒本市が指定する事業所は廃止となりますが、B事業所が継続するため、計画は継続します。このため、計画の対象事業所の減少について、速やかに変更届出書を提出してください。実績報告書は、A・B事業所分をまとめて作成し、算定年度終了後に提出してください。